

奈教施第 266 号
奈市ス第 131 号
令和 3 年 12 月 13 日

各学校長及び
各学校施設開放運営委員会委員長 様

教育施設課長
スポーツ振興課長

学校施設の利用及び奈良市学校施設開放事業に関する通知内容の訂正について（通知）

平素より、奈良市学校施設開放事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

学校施設開放事業について、令和 3 年 12 月 8 日付け奈教施第 264 号「冬季休業期間中の学校施設の利用について」と令和 3 年 12 月 9 日付け奈市ス第 128 号「奈良市学校施設開放事業について」の内容に齟齬があったため、下記のとおり一部内容を訂正し通知させていただきます。

既に各学校利用団体へご連絡いただいているところ大変恐縮ですが、対応内容の変更について再度各団体に対しご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

ご多用の折ではございますが、混乱を招くこととなり深くお詫び申し上げますとともに、お手数をおかけすることとなり申し訳ございません。

記

訂正前

- ・令和 3 年 12 月 24 日（金）～令和 4 年 1 月 3 日（月）の期間の利用については「中止」とする。



訂正後

- ・令和 3 年 12 月 24 日（金）～令和 4 年 1 月 3 日（月）の期間の利用については、既に利用が決定している活動以外は控えていただく。

担当

◇学校施設の利用について
教育部 教育施設課

山田

TEL:0742-34-5357

◇奈良市学校施設開放事業
市民部 スポーツ振興課

阪口・天野

TEL:0742-34-5376